

## 議 第 7 号 議 案

富士見市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について  
富士見市議会委員会条例（昭和53年条例第22号）の一部を改正する条例を別紙  
のとおり制定する。

令和7年4月9日提出

富士見市議会議長 様

提出者 富士見市議会議員 齊 藤 隆 浩

賛成者 同 加 賀 奈々恵

同 川 畑 勝 弘

同 深 瀬 優 子

同 堀 航 大

同 根 岸 操

同 伊勢田 幸 正

### 提 案 理 由

議会運営委員会の定数を変更するため、富士見市議会委員会条例の一部を改正したいので、地方自治法第112条及び富士見市議会会議規則第13条第1項の規定により、この案を提出します。

## 富士見市議会委員会条例の一部を改正する条例

富士見市議会委員会条例（昭和53年条例第22号）の一部を次のように改正する。  
第4条第2項中「5人」を「6人」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の富士見市議会委員会条例の規定は、令和7年4月9日から適用する。